

第百九十八回国  
参議院憲法審査会會議録第一号

令和元年六月二十六日(水曜日)  
午前九時四十一分開会

委員氏名

会長 柳本 卓治君  
幹事 石井 準一君  
幹事 岡田 直樹君  
幹事 中西 祐介君  
幹事 二之湯 武史君  
幹事 西田 昌司君  
幹事 大島 九州男君  
幹事 白 眞勲君  
幹事 西田 実仁君  
幹事 浅田 均君  
幹事 仁比 聡平君  
幹事 足立 敏之君  
幹事 阿達 雅志君  
幹事 愛知 治郎君  
幹事 有村 治子君  
幹事 石井 正弘君  
幹事 宇都 隆史君  
幹事 北村 経夫君  
幹事 古賀友一郎君  
幹事 滝波 宏文君  
幹事 中曾根弘文君  
幹事 長峯 誠君  
幹事 二之湯 智君  
幹事 林 芳正君  
幹事 藤末 健三君  
幹事 古川 俊治君  
幹事 松川 るい君  
幹事 山下 雄平君  
幹事 山谷えり子君  
幹事 大野 元裕君  
幹事 徳永 エリ君

委員の異動

一月二十八日

辞任

神本美恵子君

補欠選任

木戸口英司君

六月二十五日

辞任

石井 正弘君

補欠選任

進藤金日子君

古川 俊治君

今井絵理子君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

柳本 卓治君

石井 準一君

岡田 直樹君

中西 祐介君

二之湯 武史君

西田 昌司君

白 眞勲君

大島 九州男君

西田 実仁君

委員

浅田 均君  
仁比 聡平君  
足立 敏之君  
阿達 雅志君  
愛知 治郎君  
有村 治子君  
今井絵理子君  
北村 経夫君  
古賀友一郎君  
進藤金日子君  
滝波 宏文君  
中曾根弘文君  
長峯 誠君  
二之湯 智君  
林 芳正君  
藤末 健三君  
松川 るい君  
山下 雄平君  
山谷えり子君  
小川 敏夫君  
風間 直樹君  
小西 洋之君  
福島みずほ君  
大野 元裕君  
木戸口英司君  
徳永 エリ君  
増子 輝彦君  
伊藤 孝江君  
矢倉 克夫君  
山本 香苗君  
山本 博司君  
東 徹君  
松沢 成文君  
吉良よし子君

事務局側

憲法審査会事務局長 岡留 康文君

山添 拓君

本日の会議に付した案件

○憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第二号外七六件)

○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三九八号外一件)

○日本国憲法を守り、いかすことに関する請願(第一〇二六号外一二三件)

○憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第一〇四〇号)

○憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第二二八七号外四二件)

○憲法第九条を変えないことに関する請願(第二八八二号)

○日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願(第二八八三号)

○憲法の改悪に反対することに関する請願(第三〇一五号)

○会長(柳本卓治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。

第二号憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願外百三十九件を議題といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。

これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留することになりました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(柳本卓治君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○会長(柳本卓治君) この際、一言申し上げます。

平成二十六年九月に会長に選任されて以来、約五年間、大過なく会長の職責を全うすることができましたのは、幹事の方々並びに委員各位の御協力と御支援のたまものでございまして、深く感謝申し上げます。

私は、七月の任期満了をもちまして議員を引退いたしますが、今後も、本審査会におきまして国民のために一層充実した議論が交わされることを願うとともに、皆様の更なる御活躍をお祈りを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございます。(拍手)  
本日はこれにて散会いたします。

午前九時四十三分散会

二月八日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第二号)(第三号)(第四号)(第五号)(第六号)(第七号)(第八号)(第九号)(第一〇号)(第一一号)(第二二号)(第三号)(第一四号)(第一五号)

第二号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 千葉県市川市 塩尻節子 外四十  
九名  
紹介議員 井上 哲士君  
二〇一七年五月三日、安倍晋三首相は、突然、

「新たに憲法第九条に自衛隊の存在を書き込む」二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっている。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法第九条の存在と市民の粘り強い運動であった。今、第九条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くない。日本が再び海外で戦争する国になるのは御免である。安倍首相らによる憲法第九条などの改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則がいかされる政治を求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。  
一、憲法第九条を変えないこと。  
二、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政治を実現すること。

第三号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市 西山直樹 外四十  
九名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 福島県いわき市 渡辺洋一 外四十  
九名  
紹介議員 岩淵 友君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市 野田一三 外四十  
九名  
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市 磯部愛 外四十九  
名  
紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市 竹谷悦子 外四十  
九名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 兵庫県伊丹市 米谷愛子 外四十  
九名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 大阪府枚方市 浅井千穂 外四十  
九名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 熊本県荒尾市 箕田縁 外四十九  
名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 福岡県太宰府市 松嶋道夫 外四十九  
名  
紹介議員 武田 良介君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 大阪府貝塚市 松岡美代子 外四十九  
名  
紹介議員 辰巳孝太郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 福岡市 倉谷秀義 外四十九名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 福岡県柳川市 江崎信子 外四十  
九名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五号 平成三十一年一月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 熊本県荒尾市 大原由美 外四十  
九名

紹介議員 山添 拓君

二月十五日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願(第四九号)(第五〇号)(第五五号)

(第七六号)

第四九号 平成三十一年二月四日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

百三十五名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五〇号 平成三十一年二月四日受理

憲法九条を變えず　憲法の平和　人権　民主主義  
をいかす政治の実現を求めることに關する請願

千五百名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五号 平成三十一年二月五日受理

請願者 東京都足立区 大塚弘司 外八百

紹介議員 吉良よし子君

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、

をいかに政治の実現を求めることに關する請願  
 請願者 新潟県上越市 武田大輔 外六百

第二十八部 憲法審査会會議録第一号 令和元年六月二十六日【参議院】

八百四名  
紹介議員 山添 拓君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八七六号 平成三十一年三月二十六日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 大阪市 榎一朗 外四名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二三号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都目黒区 八木隆太 外三千三百三十八名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二四号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都昭島市 羽島柚貴 外三千二百二十六名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二五号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都昭島市 坂口敏子 外三千二百二十六名  
紹介議員 岩渕 友君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二六号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都東大和市 海老原光一 外

三千二百二十六名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二七号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都青梅市 上村豊 外三千二百二十六名  
紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二八号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 山形県米沢市 斎藤由美 外三千二百二十六名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二九号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 山形県米沢市 青木美香子 外三千二百二十六名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三〇号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都府中市 阿部信 外三千二百二十六名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三一号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都杉並区 宮城裕美子 外三千二百二十六名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三二号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都板橋区 山崎理菜 外三千二百二十六名  
紹介議員 武田 良介君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三三号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都国立市 加藤雄一 外三千二百二十六名  
紹介議員 辰巳孝太郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三四号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都小金井市 千田聡美 外三千二百二十六名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三五号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 埼玉県本庄市 小室克代 外三千二百二十六名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三六号 平成三十一年三月二十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 東京都足立区 小口茂男 外三千二百二十六名  
紹介議員 山添 拓君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

四月十二日本審査会に左の案件が付託された。  
一、日本国憲法を守り、いかすことに関する請願(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇号)(第一〇三一〇号)(第一〇三二〇号)(第一〇三三〇号)(第一〇三四〇号)(第一〇三五〇号)(第一〇三六〇号)(第一〇三七〇号)(第一〇三八〇号)(第一〇三九〇号)  
一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第一〇四〇号)  
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第一一五七号)

第一〇二六号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 北海道恵庭市 中山椋介 外七百二十七名  
紹介議員 井上 哲士君

安倍晋三首相は、二〇一七年五月三日に二〇二〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する国づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人々が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるの

は、安心して暮らし、営業することができるとして、日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守りいかされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。一、日本国憲法の全条項を守り、国民の暮らしにいかすこと。

第一〇二七号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 山形市 秋葉豊志 外七百二十一

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇二八号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 大阪市 中川幹子 外七百二十一

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇二九号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 大阪市 竹中亜美 外七百二十一

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三〇号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 東京都葛飾区 力久一清 外七百二十一

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三十一号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都葛飾区 白石まり 外七百二十一

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三二号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 東京都葛飾区 山田勲 外七百二十一

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 東京都葛飾区 河内登久子 外七百二十一

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三四号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 高知市 福永妙子 外七百二十一

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三五号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 東京都葛飾区 坂口順子 外七百二十一

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三六号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 大阪市 林啓太 外七百二十一

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三七号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 東京都葛飾区 井口カオル 外七百二十一

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三八号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 東京都葛飾区 橋本毅 外七百二十一

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三九号 平成三十一年三月二十九日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願  
請願者 東京都葛飾区 倉井隆 外七百二十一

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇四〇号 平成三十一年三月二十九日受理  
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願  
請願者 東京都調布市 大須賀和江 外四

紹介議員 吉良よし子君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして人類的価値を持つている。ところが、今第九条を中心に憲法を変えようとする動きが強まっている。その狙いは、アメリカと共に自衛隊が海外で戦争できるようにするものである。また、第九条改悪への突破口として第九十六條の改悪を先行させ改正要件の緩和を狙う動きも、民主主義をなし崩しにするもので見逃すわけにはいかない。日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の

三原則を始めとする全ての条項が完全に実施される必要がある。取り分け、憲法第九条を守り、現実の政治にいかすことは、日本国民の世界平和への責務である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。一、憲法の改悪に反対し、第九条を守りいかすこと。

第一一五七号 平成三十一年四月四日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 大阪府泉佐野市 堺谷真一 外百四十二名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

四月二十六日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第二二五六号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第二二五七号)

第二二五六号 平成三十一年四月十七日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願  
請願者 相模原市 杉本翔平 外四十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二五七号 平成三十一年四月十七日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願  
請願者 群馬県伊勢崎市 渡辺満月 外五十六名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

五月十日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を  
求めることに関する請願(第二二八七号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民  
主主義をいかす政治の実現を求めることに關  
する請願(第二二四七号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を  
求めることに関する請願(第一三三八号)(第  
一三四九号)

第一二八七号 平成三十一年四月二十四日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 山梨県甲府市 小尾武 外五十八  
名

紹介議員 赤池 誠章君

国民投票法が与野党合意の下で制定されてから  
十年以上が経過した。各党は、憲法に關して改正  
案を含めた党の見解を明らかにしているが、憲法  
審査会ではほとんど議論されていない。憲法審査  
会は、「日本国憲法及び日本国憲法に密接に關連  
する基本法制について広範かつ総合的に調査を行  
い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議  
又は国民投票に關する法律案等を審査する(国会  
法第二百二条の六)と規定されている。しかし、昨  
年の通常国会で憲法審査会が開かれたのは、衆議  
院で僅か三回、参議院でも三回だけであった。ま  
た、臨時国会では衆参両院共に憲法審査会の実質  
審議は開かれていない。これは極めて異常なこと  
である。国会が憲法審査会を定例開催し、改正の  
是非について具体的に審議することを求める。  
ついては、次の事項について実現を図られた  
い。

一、憲法審査会を定例開催し、憲法改正の是非に  
ついて各党の立場を明らかにし、具体的に改正  
内容の審議を進めること。

第一三四七号 平成三十一年四月二十五日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義

をいかす政治の実現を求めることに關する請願

請願者 兵庫伊丹市 玉野功 外千百三  
十名

紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三四八号 平成三十一年四月二十五日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 愛媛県松山市 加戸守行  
紹介議員 井原 巧君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第一三四九号 平成三十一年四月二十五日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 山梨県甲斐市 佐々木高仁 外五  
十二名

紹介議員 森屋 宏君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

六月七日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を  
求めることに関する請願(第一八八七号)(第  
一九五五号)(第二〇二〇号)

第一八八七号 令和元年五月二十八日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 富山市 梅野守雄 外九名  
紹介議員 堂故 茂君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第一九五五号 令和元年五月二十九日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 群馬県前橋市 狩野浩志  
紹介議員 羽生田 俊君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二〇二〇号 令和元年五月三十日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 千葉県八千代市 小川寿三郎 外  
十八名

紹介議員 豊田 俊郎君  
この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

六月十四日本審査会に左の案件が付託された。  
一、憲法審査会における改正内容の審議促進を  
求めることに関する請願(第二二一五号)(第  
二二一五号)(第二三三三三号)(第二四四四号)  
(第二四四五号)

第二二一五号 令和元年五月三十一日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 群馬県前橋市 岩上憲司  
紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二二二五号 令和元年六月三日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 群馬県高崎市 岸善一郎  
紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二三三三三号 令和元年六月四日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 大阪府豊中市 丸山公紀 外百七  
十四名

紹介議員 東 徹君  
この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二四四四号 令和元年六月五日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 秋田市 北林康司  
紹介議員 石井 浩郎君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二四四五号 令和元年六月五日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求め  
ることに關する請願

請願者 秋田県大館市 鈴木洋一  
紹介議員 中泉 松司君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

六月二十日本審査会に左の案件が付託された。  
一、憲法審査会における改正内容の審議促進を  
求めることに関する請願(第二五二八号)(第  
二五二九号)(第二五三〇号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民  
主主義をいかす政治の実現を求めることに關  
する請願(第二五六四号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を  
求めることに関する請願(第二六〇一号)(第  
二六五四号)(第二六五五号)(第二六五六号)  
(第二六五七号)(第二六五八号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民  
主主義をいかす政治の実現を求めることに關  
する請願(第二六八三三号)(第二六八四号)(第  
二六八五号)(第二六八六号)(第二六八七号)  
(第二六八八号)(第二六八九号)(第二六九〇  
号)(第二六九一号)(第二六九二号)(第二六九  
三号)(第二六九四号)(第二六九五号)(第二六  
九六号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を  
求めることに関する請願(第二六九七号)(第  
二六九八号)(第二六九九号)(第二七〇〇号)  
(第二七〇一号)

第二五二八号 令和元年六月七日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 大阪市 藤江正護 外百九十五名  
紹介議員 太田 房江君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二五二九号 令和元年六月七日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 千葉市 藤井是寛 外九名  
紹介議員 豊田 俊郎君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二五三〇号 令和元年六月七日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 北九州市 高宮俊諦  
紹介議員 大家 敏志君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二五六四号 令和元年六月十日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北海道帯広市 内田和彦 外一万  
九千四百十三名  
紹介議員 江崎 孝君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六〇一号 令和元年六月十一日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市 阿部敏夫 外十  
名  
紹介議員 元榮太一郎君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六五四号 令和元年六月十二日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 群馬県安中市 山村彩乃 外四万  
名  
紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六五五号 令和元年六月十二日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 宮崎市 小倉和彦 外五十名  
紹介議員 松下 新平君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六五六号 令和元年六月十二日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 熊本市 川口英徳 外六十五名  
紹介議員 松村 祥史君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六五七号 令和元年六月十二日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 岐阜市 白橋國弘 外十九名  
紹介議員 渡辺 猛之君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六五八号 令和元年六月十二日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 群馬県みどり市 奥澤公慶 外三  
十六名  
紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六八三号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 群馬県安中市 山村彩乃 外四万  
名  
紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六八四号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府枚方市 中佐勲 外四万四  
千六百八十七名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六八五号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福島県いわき市 遠藤啓子 外四  
万四千六百八十七名  
紹介議員 岩淵 友君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六八六号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 愛知県東海市 早川雅孝 外四万  
四千六百九十六名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六八七号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都北区 野口幸子 外四万五  
千二百一十一名  
紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六八八号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都北区 野口幸子 外四万五  
千二百一十一名  
紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六八九号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 群馬県安中市 中澤早織 外四万  
四千六百八十七名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九〇号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市 関岡誠 外四  
万四千六百八十七名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九一号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府泉南郡田尻町 小川董 外  
四万四千六百八十七名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九二号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 新潟県上越市 小山功奈栄 外四  
万四千六百八十七名  
紹介議員 武田 良介君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九三号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 群馬県安中市 山村彩乃 外四万  
名  
紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九四号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 群馬県安中市 山村彩乃 外四万  
名  
紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九五号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 群馬県安中市 山村彩乃 外四万  
名  
紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九六号 令和元年六月十三日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 群馬県安中市 山村彩乃 外四万  
名  
紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府阪南市 津野弘子 外四万四千六百八十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六九四号 令和元年六月十三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町 高倉るみ子 外四万四千六百八十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六九五号 令和元年六月十三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府泉佐野市 紺谷哲夫 外四万四千六百八十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六九六号 令和元年六月十三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 京都市 金澤沙織 外四万四千六百八十七名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六九七号 令和元年六月十三日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 鹿児島市 野村浩史 外十名

紹介議員 尾辻 秀久君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九八号 令和元年六月十三日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

ことに関する請願

請願者 北海道日高郡新ひだか町 藤沢澄雄 外九名

紹介議員 長谷川 岳君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二六九九号 令和元年六月十三日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 佐賀市 佐々木晶 外三十名

紹介議員 福岡 資麿君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二七〇〇号 令和元年六月十三日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 兵庫県西宮市 西井璋 外六名

紹介議員 丸山 和也君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二七〇一号 令和元年六月十三日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 岡山市 三宅一成

紹介議員 片山虎之助君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

六月二十一日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第二七七七号)(第二七七八号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第二八一四号)(第二八七八号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第二八九九号)(第二八八〇号)(第二八八一号)

一、憲法九条を変えないことに関する請願

(第二八八二号)

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることにに関する請願(第二八八三号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることにに関する請願(第二八八四号)(第二八八五号)

第二七七七号 令和元年六月十四日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 熊本市 今村亮二 外百七十名

紹介議員 馬場 成志君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二七七八号 令和元年六月十四日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 岡山県真庭市 牧博嗣 外百七十一名

紹介議員 石井 正弘君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二八一四号 令和元年六月十四日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県飯能市 神久保久男 外七十五十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八七八号 令和元年六月十七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都杉並区 岡村良太郎 外二千六百五十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八七九号 令和元年六月十七日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 岡山市 三宅勝江

紹介議員 小野田紀美君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二八八〇号 令和元年六月十七日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 岐阜県羽島市 近藤伸二 外十六名

紹介議員 大野 泰正君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二八八一号 令和元年六月十七日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 青森県上北郡おいらせ町 倉持晶郎 外六名

紹介議員 滝沢 求君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第二八八二号 令和元年六月十七日受理

憲法九条を変えないことに関する請願

請願者 大阪府豊中市 小松波風 外千八百五十一名

紹介議員 市田 忠義君

安倍首相は二〇一七年五月三日、改憲派団体の集会にビデオメッセージを寄せ、「二〇二〇年に新憲法施行」憲法第九条に自衛隊明記などと表明し、六月には、臨時国会に自民党案の提出を目指す改憲日程の前倒しまで表明した。第二次安倍政権以降の秘密保護法・安保法制(戦争法)・共謀罪法といった一連の政策は、憲法第九条をないがしろにした戦争する国づくり政策そのものである。最終目標である憲法第九条改憲まで一気に進めようとしている。二〇一七年六月に強行採決で成立した共謀罪法は、中間報告という禁じ手を用いて審議を中断した上での強行成立であり、国民

の多くが審議不十分としており、森友・加計問題の疑惑隠しと共に国会運営の上で大きな問題を示している。その結果、安倍内閣の支持率は急落し、東京都議選では議席半減の惨敗という結果に至っている。この間の国会における安倍政権の閣僚の答弁・対応は、事実を事実と認めず、存在している文書を隠蔽するなど、不誠実極まりないものとなっている。国会で十分な内容のある審議もなく強行された重要法案がこの国の進路に重要な影響を与えていることに国民は不安を感じ、安倍政権の民主主義感覚のなさを感じ取っている。

ついでには、政治的モラルの復活と民主主義・立憲主義・平和主義を日本の政治に取り戻すため、次の事項について実現を図りたい。

一、憲法第九条を変えないこと。

第二八八三号 令和元年六月十七日受理  
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町 奥備芳子  
外千十八名

紹介議員 吉良よし子君

平和のうちに人間らしく生き働くことは国民共通の願いであり、日本国憲法はその願いを明文にした国民からの政府への命令書である。その命令書を書き換える改憲の動きが急であり、二〇二二年四月の自由民主党「日本国憲法改正草案」はその象徴的なものである。そこでは、憲法前文の全面的な書換えで不戦の誓いと全ての基本的人権の基礎である平和の生存権という日本国憲法の原点を消し去っている。そして、戦力の不保持を宣言した憲法第九条第二項の削除、表現の自由などの基本的人権の公の秩序を理由にした制限、改憲手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容である。日本国憲法は、制定から約七十年、国民の様々な運動で国民主権、基本的人権の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてきた歴史がある。一方で、憲法をないがしろにした

政治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキングプアが一千万人を超え、雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっている。憲法をもっと積極的にいかし、発展させ、国民が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働ける日本を実現していくことが今こそ必要である。

ついでには、次の事項について実現を図りたい。

一、憲法を守り、日本を戦争できる国にしないこと。

第二八八四号 令和元年六月十七日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 高知県土佐市 中平明 外五十六名

紹介議員 中西 哲君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二八八五号 令和元年六月十七日受理  
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 山口県周南市 黒神直大 外十四名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

六月二十四日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第二九五二号)(第二九五三号)(第二九五四号)(第二九五五号)(第二九五六号)(第二九五七号)(第二九五八号)(第二九五九号)(第二九六〇号)(第二九六一号)(第二九六二号)(第二九六三号)(第二九六四号)(第二九六五号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第二九六六号)(第二九六七号)(第二九六八号)(第二九六九号)(第二九七〇号)

一、憲法の改悪に反対することに関する請願(第三〇一五号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第三〇四五号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第三〇四六号)(第三〇四七号)(第三〇四八号)(第三〇四九号)(第三〇五〇号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第三〇五一号)

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第三〇九三三号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第三〇九四号)(第三〇九五号)

第二九五二号 令和元年六月十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県南国市 井上新 外千五十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五三号 令和元年六月十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県南国市 山嶋久代 外千五十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五四号 令和元年六月十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県香南市 小川佐知 外千五十五名

請願者 高知県南国市 篠原正一 外千五十五名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五五号 令和元年六月十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県香南市 小川佐知 外千五十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五六号 令和元年六月十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県 林秀子 外千五十五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五七号 令和元年六月十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県 公文園 外千五十五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五八号 令和元年六月十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県 中岡正彦 外千五十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五九号 令和元年六月十八日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県 大利道子 外千五十五名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九六〇号 令和元年六月十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知市 片岡由香梨 外千五十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九六一号 令和元年六月十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知市 山崎千春 外千五十五名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九六二号 令和元年六月十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県香南市 山崎操 外千五十五名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九六三号 令和元年六月十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県南国市 土居拓馬 外千五十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九六四号 令和元年六月十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知市 和田耕太郎 外千五十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九六五号 令和元年六月十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 高知県南国市 浜口小夜子 外千八百六十五名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九六六号 令和元年六月十八日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 静岡県伊豆市 小森勝彦 外二十二名

紹介議員 宇都 隆史君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二九六七号 令和元年六月十八日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 山形市 峯田豊太郎

紹介議員 大沼みずほ君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二九六八号 令和元年六月十八日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 京都市 梶道嗣 外三十一名

紹介議員 二之湯 智君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第二九六九号 令和元年六月十八日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 岩手県盛岡市 藤原隆鷹 外十二名

紹介議員 平野 達男君

第二九七〇号 令和元年六月十八日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 石川県輪島市 安本和秋 外十名

紹介議員 山田 修路君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第三〇一五号 令和元年六月十八日受理

憲法の改悪に反対することに関する請願

請願者 山梨県甲斐市 山本唯奈 外二百二十五名

紹介議員 吉良よし子君

日本国憲法は、日本国民やアジアの人々におびただしい惨禍と犠牲を強いた侵略戦争への痛苦の教訓に立ち、主権在民、恒久平和、基本的人権など、民主政治の柱となる平和的民主的な条項を定めている。取り分け、武力行使の永久放棄や戦力不保持を明記する第九条は、世界に誇るべき平和の原則である。ところが、安倍晋三首相は、この憲法は戦後、連合国軍の占領下において押し付けられた憲法であるとして、戦争の放棄を明記した第九条を始め、憲法全文の見直しを主張している。憲法は国民の権利・自由を守るため国に縛りを掛けるという役割を持つているが、自民党改憲草案では国家のために国民の権利を制限し、一方的に義務を課すものとなっており、憲法と言える内容ではない。平和なくして医療や介護は成り立たない。第二次世界大戦では、正確な統計はないものの、数万人もの医師・看護師などが戦地に派遣され、戦場で多くの尊い命が失われた。そして、医療関係者の戦争動員により、一九四一年には四千八百五十八あった病院が終戦の年には六百四十五に激減するなど、国内の医療体制は壊滅的な打撃を受けた。国が戦争に向かうとき、医療・社会保障がないがしろにされる。今日日本がなすべきことは、国民の権利と自由を守る憲法を尊重し、先駆的な平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。国民の命と人権を守るため、戦争する国に道を開く憲法改悪に断固反対する。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の権利と自由を守る憲法を尊重し、憲法の改悪を行わないこと。

第三〇四五号 令和元年六月十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府岸和田市 石丸豊 外八百七十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇四六号 令和元年六月十九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 滋賀県大津市 馬淵直樹 外三名

紹介議員 こやり隆史君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第三〇四七号 令和元年六月十九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 奈良市 植村佳史

紹介議員 佐藤 啓君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第三〇四八号 令和元年六月十九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 兵庫県三田市 見野裕重

紹介議員 清水 貴之君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第三〇四九号 令和元年六月十九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 石川県金沢市 葛城健一郎 外十名

紹介議員 岡田 直樹君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第三〇五〇号 令和元年六月十九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 札幌市 北方幸彦 外十七名

紹介議員 橋本 聖子君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第三〇五一号 令和元年六月十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県所沢市 遠藤裕次 外百四  
十一名

紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇九三号 令和元年六月十九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める  
ことに関する請願

請願者 大阪市 平尾哲朗 外百十三名

紹介議員 松川 るい君

この請願の趣旨は、第二二八七号と同じである。

第三〇九四号 令和元年六月十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府松原市 辻村和彦 外百九  
十九名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇九五号 令和元年六月十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都清瀬市 菊池了 外百九十  
九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

令和元年七月三日印刷

令和元年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F